

地域の元気UP！活動団体を募集！

地域コミュニティの活性化に貢献する活動を行う団体を募集します！

～市営住宅の1階空き住戸を活動拠点として提供します～

大阪市では、団地や地域のみなさんが、安心していきいきと暮らせる魅力ある住宅地づくりを進めるため、市営住宅の1階空き住戸を活用して、高齢者支援や子育て支援をはじめとした、地域コミュニティの活性化につながる活動を行うNPO等の団体を募集します。地域での活動内容等について提案していただき、外部委員により構成される審査委員会にて選定された団体に、当該住戸を拠点とした活動を行っていただきます。

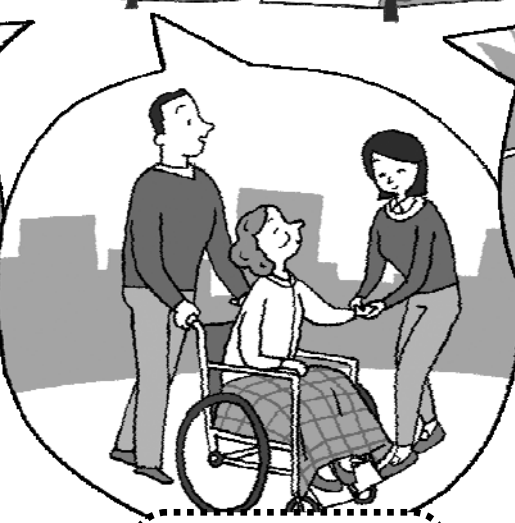
たとえば、こんな活動が考えられます！

地域コミュニティの活性化



地域のシルバー人材を活用した、周辺住民の生活利便性向上のためのサービス提供／花づくり活動などの地域緑化活動の拠点 など

高齢者の生活支援



介護支援サービス、生活支援サービス／高齢者の寄り合いスペース、交流の場の提供／訪問介護ステーション等のサテライト など

子育て支援サービス



子育てサークルの運営、子育て相談／保育サービス／ベビーシッターや家事サービス など

※宗教活動や政治活動は禁止です。
また、団地住民のめいわくとなる活動はできません。

住戸の使用条件

項目		条件
使用料等	使用料	・使用料は、住戸の広さ、築年数等により異なります。 (月額 20,000~70,000 円程度) ・非営利の団体については、表記の使用料の 1/2 とする減額措置が受けられます。
	敷金	なし
経費等	電気・水道・ガス使用料	活動団体の負担となります。 (ただし、一般住戸の許容範囲を超える場合には、団体による子メーターを設置してください)
	共益費	団体で負担してください。費用は各住宅の市営住宅自治会ルールによります。
	改装	室内の改装及び共用部分での工作物設置などが必要な場合は、市の事前承認を得た上で団体の負担で行ってください。
その他	管理	住戸は活動団体が責任をもって管理して下さい
	期間	最長 4 年間使用可能。(ただし、1年毎の更新手続きが必要です。なお、当該住戸が次回のプロポーザル募集の対象となった場合には、再度の応募も可能です。)
	駐車場	申し込み時点で空きがある場合は、有料で利用可能です。(別途駐車場契約が必要)。
	ごみ・廃棄物	一般家庭のごみの量を超える場合は事業系ごみとして処理してください。
	自治活動への参加	団地の清掃やお祭りなど、団地の自治活動に参加してください。
	用途	住居としての利用は認められません。

応募者の資格

団地を含む地域全体のコミュニティの活性化につながる活動を行い、以下の①②全ての条件を満たしている団体(個人での応募は不可)とします。

- ①団体の定款、規約、会計規則、又はこれに代わるものを有する以下のいずれかの団体で、団体の活動実績が設立から1年以上であり、現在、活動拠点を必要とする団体
 - ・ 特定非営利活動法人(NPO 法人)、または、応募申込み時点で NPO 法人格の取得を予定(申請済み)している団体
 - ・ 地域住民等で組織されている任意の非営利団体(趣味のグループ、サークルは除く)
 - ・ 税法上の公益法人(公益的事業費が、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの)
 - ・ 上記以外の普通法人等
- ②下記に該当しない団体
 - ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
 - ・ 特定の公職者(候補者を含む)又は政党の推薦、支持、反対することを目的とした団体
 - ・ 暴力団、または、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体
 - ・ その他、公共の福祉に反する活動を行っている団体



募集の方法・期間などに関する詳しい内容については募集要項をご用意しています。お問い合わせください。

大阪市都市整備局 住宅部団地再生担当 **06-6208-8421** <http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/index.html>